

◎新潟県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年1月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 水沢新田種苧原線
- 2 供用開始の区間
魚沼市水沢字上狸沢609番21から同市水沢字上狸沢609番21まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月29日